

被災した受験生に対する特別措置について

2027 年度入学試験 受験生の皆様へ

この度、災害に遭われた被災地の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

神戸薬科大学では、災害救助法適用地域で被災されたことにより、生活基盤を失い学業を継続することが著しく困難な世帯の受験生に対し、経済的支援を図るため、申し出により入学検定料に対する特別措置を講じることといたしましたのでお知らせいたします。

該当する方で、特別措置を希望する場合は、下記の所定の手続きが必要となります。

ご不明な点がございましたら、入試広報課までお申し出ください。

2026 年 9 月 神戸薬科大学

対象者

2027 年度入試を受験しようとする方で、かつ 2026 年 4 月以降に地震や大雨等に伴う災害により災害救助法適用地域※で被災した世帯の受験生で、次のいずれかに該当する方を対象とします。

※災害救助法適用地域（内閣府のホームページに掲載の適用地域とします。）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

- (1) 被災地に居住する家計支持者が亡くなられた方
- (2) 家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）および滅失した方
- (3) 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方
- (4) その他、災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している場合

特別措置

- ・ 2027 年度入学試験の入学検定料を全額返還する。

必要書類

1. 被災者特別措置申請書（本学所定用紙）
2. 被災状況証明書等（罹災証明書等）

申請期限および審査結果通知等

1. 原則として、各入学試験の出願期間に、出願書類とともに、上記の必要書類を神戸薬科大学入試広報課まで提出してください。（上記申請期限以降でも、被災者特別措置申請の受付を行います）
2. 申請書類に基づき審査を行い、結果を申請書記載の本人連絡先住所に文書で送付します。

以上